

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合

新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号： 4                      国名：フィリピン      担当：経済基盤開発部  
案件名：フィリピン沿岸警備隊通信システム強化計画準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2014年3月下旬

2 参加要件

海外における通信システム設計に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月8日から2013年5月10日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月8日から2013年5月13日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年5月24日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知       ：6月上旬
- (5) 契約交渉           ：6月上旬～6月中旬

5 業務の目的

フィリピンは7,000を超える島々と世界第5位（3.5万km）の海岸線を有する島嶼国国家であり、海上輸送は同国の経済・社会発展にとって大きな役割を担っている。他方、島嶼間の旅客・貨物輸送の増加や、船舶の老朽化や過剰積載等の不適切な運航、さらに近年増加する自然災害の影響等により海難事故のリスクが高まっており、事故発生件数は増加傾向にある。また近年、人や物の移動の活発化に伴い海上犯罪のリスクも増加しており、密輸、密漁、銃器不法所持、テロ等の脅威に対処するための取締り強化が重要な課題の一つとなっている。

フィリピン沿岸警備隊（Philippine Coast Guard、以下「PCG」という）は運輸通信省傘下の政府機関であり、海上安全確保、すなわち人命・財産保護のため、海上捜索救助、海洋環境保全、海上法執行、海上安全管理等の業務を担っている。現在、マニラに所在する本庁と全国12の管区を拠点にオペレーションを行っている。PCG内部での通信は、過去に我が国による無償資金協力「海上保安通信システム強化計画」（2007年E/N署名、6.1億円）にて、本庁と管区本部を結ぶ衛星通信網の導入と、主要な3つの管区（マニラ、セブ、ザンボンガ）内での無線通信システムの整備を行った。他方、残りの管区では一般電話回線を中心とした通信体制となっており、情報の機密性が担保されない上に、緊急対応が必要な災害時の通信に支障が生じる懸念がある。また、本庁と船艇・航空艇との通信手段も旧式の通信機器を使用しており、オペレーション時の判断に必要な情報共有が適切に行っていない状況にある。

このような背景を踏まえ、本業務では、無償資金協力の実施の妥当性を確認した上で適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

フィリピン全域

(2) 相手国側関係機関

フィリピン沿岸警備隊

(3) 要請概要

衛星通信システム、船舶・航空艇と本庁間の通信機、無線通信システム網（VHF/HF）

船舶監視レーダーサイト

事業対象は、本調査内で現地調査及び妥当性の検証を行い選定する予定。

(3) 業務内容

インセプション・レポートの作成

インセプション・レポートの説明・協議

プロジェクトの背景・経緯等の確認

サイト状況調査（気象・海象情報含む）

運営・維持管理体制調査

通信システム調査  
調達事情調査（現地調達、第三国調達等）  
施工・据付計画調査  
技術支援調査  
通信システム計画  
プロジェクト内容の計画策定  
相手国側負担事業の概要  
プロジェクトの維持管理計画  
プロジェクトの概略事業費  
協力対象事業実施に当たっての留意事項  
プロジェクトの評価  
準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の作成  
準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議  
準備調査報告書等の作成

## 7 成果品等

- (1) 業務計画書 : 2013年 6月中旬
- (2) インセプション・レポート : 2013年 6月下旬
- (3) 現地調査結果概要 : 2013年 8月中旬
- (4) 準備調査報告書（案） : 2013年11月上旬
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 2013年11月上旬
- (6) 機材仕様書 : 2013年11月上旬
- (7) 概要資料 : 2013年12月中旬  
（完成予想図を含む。）
- (8) 準備調査報告書 : 2014年 2月中旬  
（完成予想図を含む。）
- (9) デジタル画像集 : 2014年 2月中旬

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 業務主任 / 通信システム計画（評価対象予定）
- 2) 機材計画 1 / 維持管理計画（評価対象予定）
- 3) 機材計画 2
- 4) 送信施設計画 / 建築計画
- 5) 機材・調達計画 / 積算

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・現地踏査（12管区全てを想定）は、主にローカルコンサルタントの活用を想定しています。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。